

インクルーシブ社会をめざして



お問い合わせ

おきなわけんふくしほけんぶ しょうがいほけんふくしか
沖縄県福祉保健部 障害保健福祉課

でんわ 電話098-866-2190 ファックス098-866-6916

メールaa029017@pref.okinawa.lg.jp

けんさく 検索

しょうがいじょうれい インクルーシブ社会条例

障害のある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例 はじまります 平成26年4月1日施行

ひろく
トイレも
使いやす〜い

てんじ
点字の
メニューが
あるといいね♪

はたら
働きがい
あるわ

みせ
お店に
入りやすい!

わたらしい
夢が
持てるよ!

みんなが暮らしやすいまちへ



この条例は、多くの市民、障害のある人、事業者、団体、県議会、県行政等、多くの人の努力
でつくられました。それはなぜでしょう…そこには私たちの暮らす沖縄県を「差別や虐待
がない社会にしなければ」という共通の思いがあったからです。障害がある人もない人も、
ぜひこの条例のことを知ってください、伝えてください、そして共生社会【インクルーシブ
社会】の実現へ向けて活かしてください。あなたの一つの行動が社会をよりよくし、私たち
の未来、そして次世代の未来につながっていくのですから。

「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例」前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因

により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

いろんな家から
住みたい家が見つかった！

段差がなくて
スムーズ

これならちゃんと
止められるね～

みんなに
わかりやすい会議

みんなに
うれしいね♪

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会【**インクルーシブ社会**】の実現を目指して、この条例を制定する。



条例が施行されたらどうなるの？

Q

インクルーシブ社会ってなに？



A 障害のある人もない人もみんなにとってうれしい社会のことです。例えば多くの駐車スペースがあと1m広がったらどうでしょうか？車いすの人はもちろん、ベビーカーのママにもうれしいことです。また多くの人が手話を出来るようになれば今まで話せなかった人とも楽しく会話が出来ようになります。階段にスロープが出来ると、お年寄りや足をけがした人にも便利です。このように、みんなにとって暮らしやすい社会、それがインクルーシブ社会です。

Q

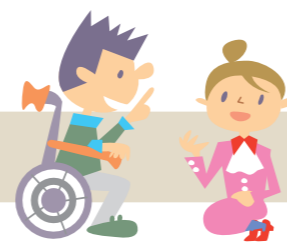
障害のない人には関係ないことでは？



A 社会的障壁(バリア)の少ない社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。段差の少ない道路や建物、手話や点字、ふりがななどを活用して誰とでもコミュニケーションがしやすくなること、お互いを尊重し、大切にしよう心遣い…社会的障壁(バリア)がなくなればなくなるほど、誰にとってもすてきで、暮らしやすい社会になると思います。

Q

わたしにも出来ることはありますか？



A 障害のある人も、ない人も、共に社会をつくる仲間です。一緒に社会をつくる仲間として、障害のある人に対しても障害のない人と同じように接してください。ただ障害のある人は、障害のない人が気づかない社会的障壁(バリア)のために困っているかもしれません。障害のある人が困っていることがあったら、障害のある人と一緒に考え、解決していくことでみんなにうれしい社会が出来ます。

みんなが暮らしやすいまちをつくるために



1

理解の促進

前文 P1.P2

県は、障害のある人と協力して、障害のある人が権利の主体であることをふまえ、様々な啓発活動、研修、その他必要な施策を行い、障害のある人に対する県民の理解を深めていきます。



2

差別等の禁止(共通のものさし)

P7

多くの県民は、障害のある人を差別しないことや、障害のある人に関する理解を深めることについては賛同できるでしょう。「差別はよくない」という考えを形にし、障害のある人に対する差別等にあたる行為を明らかにすること、つまり、社会の共通の「ものさし」を、県民全体で共有していくことが、障害のある人に対する理解を深め、差別等をなくしていくことにつながります。

3

相談体制等の充実

P9.P10

障害を理由とする差別等を受けた場合、市町村や県の相談員に相談することが出来ます。困難な事例に関しては、県の調整委員会において助言・あっせんを行い、解決を図ります。



4

基本的施策

P8

教育の充実、ピアカウンセリング(障害のある人同士による相談体制)の充実・文化芸術活動等の環境整備・離島における福祉の充実などを計画的に推進し、障害のある人もない人も暮らしやすい社会をめざします。



条例の目的

障害を理由として様々な困難にあっていて人々の状況があります。そのため、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくることについて、基本理念(基本となる考え方)を定め、県の責任と義務、また県民の役割を明らかにします。そして、障害を理由とする差別や行ってはいけないことについて県民共通の「ものさし」をつくり、また、そのような差別などをなくすため、県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進することにより、全ての県民に障害があってもなくても分け隔てられることなく社会の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会【インクルーシブ社会】を実現させることがこの条例の目的です。



基本理念(基本となる考え方)

条例の目的である共生社会【インクルーシブ社会】の実現を、県、市町村、県民が協力しあいながら社会全体で推進します。その際、全ての障害のある人が障害のない人と同じように「基本的人権」を生まれながらにもっている個人としてその尊厳にふさわしい生活を保障される権利をもっていることをふまえて行います。



定義(この条例で使われる言葉の意味)

障害のある人…機能障害があって、その機能障害と社会的障壁(バリア)により継続的に日常生活または社会生活を過ごす上で困難な状態にある人。

社会的障壁…障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる次のようなもの。①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)②制度(利用しにくい制度など)③慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)④観念(障害のある人への偏見など)



県の責務

基本理念(基本となる考え方)にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するために相談体制の整備や様々な施策を総合的かつ計画的に実施します。



県民の役割

基本理念(基本となる考え方)にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、条例の目的である共生社会【インクルーシブ社会】の実現のため障害のある人もない人も出来ることをしていく努力が求められます。



障害を理由とする差別の禁止等

条例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています。

- 福祉サービス
- 医療
- サービスの提供・商品販売
- 雇用
- 教育
- 建築物の利用
- 公共交通機関の利用
- 不動産の取引
- 意思の表明の受領
- 情報の提供

必要かつ合理的な配慮って？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要かつ適当な変更及び調整を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

※本人が意思を表すことが難しいときは、家族などが補佐をすることもできます。

合理的な配慮の例

- 車いすの使用
- 視覚障害
- 聴覚障害
- 精神障害
- 内部障害
- 知的障害
- 発達障害
- 入口の段差を解消するためにスロープを設置する。
- 使用しているパソコンに音声読み上げソフトを導入する。
- 筆談用のボードを用意する。
- 心理的に疲れたときに休息できる場所や時間を準備する。
- オストメイトのトイレを設置する。
- 絵やふりがなを交え、わかりやすい言葉で説明する。
- 絵や写真を用いて手順をひとつずつ示す。

障害のある人への虐待の禁止

障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

ともに暮らしやすい社会づくりの基本的施策

県は市町村と協力し、様々な施策を計画的に推進します。

- 障害福祉サービスの充実
- 雇用の場の拡大
- 教育の充実
- ユニバーサルデザイン（移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン）及びバリアフリー（障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備など）化の促進
- 駐車場の確保など
- 住宅環境の整備
- 障害の特性に応じた情報提供
- 差別等をなくすための民間の活動の促進
- ピアカウンセリング（障害のある人同士による相談体制）の充実
- 文化芸術活動等に参加できる環境の整備
- 市町村防災計画に関する情報提供など
- 離島等における障害のある人に対する福祉の充実

差別等を解消するための支援

もし差別等を受けたら



沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会

差別等に該当すると思われる事例の解消に関し、
 助言・あっせん及び必要な調査審議を行う知事の附属機関

委員は次のものから
 15名を任命。
 任期は2年

- ①障害のある人又はその家族
- ②福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者
- ③経営者又は経営団体を代表する者
- ④学識経験のある者
- ⑤市町村を代表する者

3

相談員に相談しても解決が図られないときは、
 知事に助言・あっせんを求めることができます。

差別等を受けた障害のある人、
 または家族、保護者、
 後見人その他の関係者

助言・あっせんを求めることができる

知事

助言・あっせんを行うように求める

調整委員会

- ・助言やあっせんを行い、関係者間での話し合いによる解決を図る。
- ・助言・あっせんをすることが不適當な場合などは、助言・あっせんをしない。
- ・必要に応じ意見聴取や資料の提出を要求できる。

話し合い

